

令和7年度南いわて関係人口つながり事業  
企画・運営等業務

業務仕様書

令和7年2月

県南広域振興局経営企画部

この業務仕様書は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和7年度南いわて関係人口つながり事業企画・運営等業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様等を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 本業務の目的

仙台圏と岩手県県南地域（以下「県南地域」という。）における人口の流出入に着目し、仙台圏在住若年層（大学生等）を対象とした、県南地域の地域課題の解決案創出等に対するワークショップ及び交流会を実施する。

これにより参加者と県南地域との関係性を深め、「関係人口」の創出及び県南地域との継続的なつながりのきっかけとなる機会の提供を図ることで、県南地域の地域課題の解決、就職、移住・定住への展開を目指すもの。

## 2 業務内容

本業務の委託内容について、次に掲げる各項目が効果的かつ円滑に運営されるよう企画提案を行うこと。なお、業務の性質上、当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項で本業務を遂行するために必要となる事項はすべて実施すること。

### (1) 県南地域の地域課題の解決案創出に対するワークショップの開催

#### ア ワークショップ等の実施

県南地域に興味のある仙台圏在住大学生等を対象とした、県南地域の課題解決案創出等に対するワークショップを実施することとし、実施回数は、説明会1回及びワークショップを5回以上とすること。なお、ワークショップ5回以上のうち県南地域での実践活動を1回以上実施することとし、実践活動については、県南地域の全8市町での実施を基本とすること。

- ・企画提案においては、ワークショップの回数及び各回の実施方法について提案すること。
- ・説明会及びワークショップ（県内地域での実践活動を除く。）はオンライン開催を可とするが、効果的な実施方法とすること。
- ・ワークショップ（県南地域での実践活動を除く。）の開催場所は、参加者が参集しやすいよう配慮すること。なお、仙台市内で開催する場合は、県で共催依頼を行う予定の仙台市内の大学施設を利用できる予定であるが、その他の会場での開催を妨げるものではないこと。

**【事業実施イメージ】** ※当該内容以外で実施することを制限するものではないこと。

- ・ワークショップ説明会
- ・第1回 ワークショップの概要説明、参加者交流会
- ・第2回 課題テーマに対する実践活動内容づくり、課題提案者との顔合わせ
- ・第3回 実践活動に向けた取材の準備
- ・第4回 参加者と課題提案者が連携した地域課題解決につながる実践活動（県南地域）
- ・第5回 実践活動の振り返り、今後取り組む活動の検討

## イ ワークショップ内で検討する課題テーマ及び課題提案者の設定

ワークショップ内で検討する県南地域の地域課題のテーマについて設定し、課題テーマを参加者に提案する課題提案者を選定すること。

- ・企画提案においては、課題テーマとテーマ数、想定される課題提案者、設定に当たっての基本的考え方や意図、背景等を提案すること。
- ・課題提案者は、県南地域で活動している者又は団体とし、現地又はオンラインにて継続してワークショップに参加し、県南地域での実践活動においては現地参加できる者とする。

## ウ 参加対象者及び参集人数

県南地域に興味のある仙台圏在住大学生等 20名程度

## エ ワークショップ実施におけるフォローアップ

(ア) 県南地域での実践活動が行われる場合に要する費用（会場使用料、試作費、印刷費など）を負担すること。

また、参加者が県南地域を訪れる際に要する費用（交通費、宿泊費、保険料）を参加者へ支払うこと。なお、支払額に上限を設けることは差し支えないこと。

(イ) ワークショップ参加者や課題提案者が円滑に議論できるよう、必要な助言やフォローアップを行うこと。また、参加者交流会や活動発表会の実施など、参加者が交流できるよう配慮し、参加者と課題提案者においても交流が図れるように工夫すること。

(ウ) ワークショップに関わる参加者や課題提案者との連絡やコミュニケーションに当たっては、県作成のオンラインコミュニティ Slack を十分に活用するなど、活発なコミュニケーションやワークショップ後の継続的なつながりが図られるようにすること。

## オ その他

(ア) 県で共催依頼を行う予定の仙台市内の大学等と連携しながら、企画運営、参加学生への連絡や情報共有を行うこと。（令和6年度は東北学院大学と連携して実施）

(イ) 上記の連携の他、仙台市内の大学等に対する効果的な告知方法を提案すること。

(ウ) 受託者は、企画立案、チラシ・イベントバナー等デザイン、集客・宣伝・申込受付、会場確保、課題提案者等との日程調整、運営（安全管理を含む）など、業務全体を統括し、開催に当たって必要な業務の一切を行うこと。

(エ) 課題提案者の報償費及び旅費、チラシ・イベントバナー等デザイン費、フォローアップに要する費用など、実施に要する費用については、すべて受託者が負担すること。

(オ) 受託者は、各ワークショップが終了した都度、実施した内容について県に報告すること。なお、報告事項、提出期限等については、県と協議の上、定めるものとする。

## (2) 仙台圏交流会の開催

### ア 交流会の実施

県南地域に興味やゆかりのある仙台圏在住の大学生をはじめとした若年層の交流を目的とした交流会を仙台圏内で2回程度開催すること。

- ・企画提案に当たっては、参加者と県南地域との関係性を強めるとともに、参加者同士の活発な交流が生まれるような工夫について提案すること。

## イ 参加対象者及び参集人数

県南地域に興味や関心のある仙台圏在住の大学生や社会人 20名程度

## ウ その他

- (ア) 仙台市内の大学等に対する効果的な告知や、仙台市内で開催される移住定住・就職関連イベント等との連携した開催など、多様な参加者が集まるための工夫について提案すること。
- (イ) 受託者は、企画立案、チラシ・イベントバナー等デザイン、集客・宣伝・申込受付、会場確保、県南地域の活動者との日程調整、運営（安全管理を含む）など、業務全体を統括し、開催に当たって必要な業務の一切を行うこと。
- (ウ) 県南地域の活動者の報償費及び旅費、チラシ・イベントバナー等デザイン費、フォローアップに要する費用など、実施に要する費用については、すべて受託者が負担すること。
- (エ) 受託者は、実施した内容について県に報告すること。なお、報告事項、提出期限等については、県と協議の上、定めるものとする。
- (オ) 交流会の参加者との連絡やコミュニケーションに当たっては、県作成の Slack を十分に活用し、継続的なつながりを図るようにすること。

## (3) アンケート調査等の実施

本業務で実施するイベント参加者を対象にアンケート調査を実施し、イベントの満足度等のデータを収集するとともに、参加者等に関する情報をとりまとめ、関係人口となる者のリストアップを行うこと。

- ・ アンケート調査に当たっては、県が業務の効果を把握し、業務の改善に生かせるような質問項目の設定及び集計を行うこと。

## (4) 成果品

本仕様書の内容に従い、全ての業務の完了後は、実施報告書（イベント報告書、関係人口リスト、アンケート集計、記録写真等）を提出すること。（説明会の実施結果を含み、関係人口リストは、参加者等に関する情報をとりまとめたものを想定している。）

## (5) その他、事業の実施に必要な業務全般

- ア 契約締結後、速やかに委託者と打ち合わせ、履行スケジュール、執行体制の調整を行うこと。
- イ 委託者の指示に従い、定期打ち合わせ及び必要に応じ随時打ち合わせを行うこと。

## 3 契約に関する条件

### (1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

## (2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1)再委託等の制限」イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

## (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

イ 県は、上記「(1)再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

## (4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。

## (5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

## (6) 個人情報の保護

ア 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項を遵守しなければならない。

イ 受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者(以下「個人情報管理責任者」という。)及び当該業務に従事する者(以下「受注業務従事者」という。)を指定し、県に報告すること。

ウ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

エ 受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も県に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、県の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

オ 受託者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受託業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、県は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受託者は、県の指示に従うこと。